岩手県企業局管理規程第５号

企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年３月31日

岩手県企業局長　菅　原　伸　夫

企業局会計規程の一部を改正する規程

企業局会計規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

改正前

別表第１（第４条関係）

［略］

１　固定資産

款	項	目	節	備　考
［略］				
水力発電設備				
	［略］			［略］
		［略］	［略］	［略］
		無形固定資産		［略］
			［略］	［略］
			電話加入権	［略］
		減価償却累計額（貸方）		［略］
		［略］		
送電設備				
	［略］			
		［略］	［略］	［略］
		無形固定資産		［略］
			［略］	
			地役権	
		減価償却累計額（貸方）		［略］
		［略］		
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

改正後

別表第１（第４条関係）

［略］

１　固定資産

款	項	目	節	備　考
［略］				
水力発電設備				
	［略］			［略］
		［略］	［略］	［略］
		無形固定資産		［略］
			［略］	［略］
			電話加入権	［略］
			地役権	
			借地権	
		減価償却累計額（貸方）		［略］
		［略］		
送電設備				
	［略］			
		［略］	［略］	［略］
		無形固定資産		［略］
			［略］	
			地役権	
			借地権	
		減価償却累計額（貸方）		［略］
		［略］		
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

［略］

様式第10号（その２）（第157条関係）

［略］

様式第11号（その２）（第157条関係）

［略］

［略］

様式第10号（その２）（第157条関係）

［略］

様式第10号（その３）（第157条関係）

長期前受金収益化累計

年月日	摘　要	長期前受金収益化額内訳			合　計
		受贈財産評価額	国庫補助金	その他	

（Ａ４）

様式第11号（その２）（第157条関係）

［略］

様式第11号（その３）（第157条関係）

長期前受金収益化累計

年月日	摘　要	長期前受金収益化額内訳			合　計
		受贈財産評価額	国庫補助金	その他	

（Ａ４）

備考　改正部分は、下線の部分である。

附　則

この規程は、平成28年４月１日から施行する。